

令和4年

第3回3月定例教育委員会議事録

令和4年3月29日

大野城市教育委員会

次 第

1 招集日時

- 招集日 令和4年3月29日
- 開会時間 午前10時00分
- 閉会時間 午前11時00分

2 招集の場所 大野城市役所 本館4階 全員協議会室

3 会議次第

(1) 議事録署名委員

- 令和4年第2回議事録の署名委員 山口 典子 委員
- 3回議事録の署名委員 松本 民仁 委員

(2) 議事

- 第5号 小学校・中学校管理職員等の人事について（非公開）
- 第6号 教育委員会事務局職員の人事について（非公開）
- 第7号 機構改革に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について
- 第8号 大野城市文化財保護条例施行規則および大野城市文化財保護審議会設置条例施行規則を廃止する規則の制定について
- 第9号 大野城市教育委員会で定める申請書等の押印等の特例に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 第10号 大野城市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について
- 第11号 機構改革に伴う関係要綱の整理に関する要綱の制定について
- 第12号 大野城市教育委員会が実施する埋蔵文化財発掘調査費用の負担等に関する要綱を廃止する要綱の制定について
- 第13号 大野城市教育委員会要綱で定める申請書等の押印等の特例に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 第14号 大野城市留守家庭児童保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の全部を改正する規則の制定について
- 第15号 Onojō放課後こども事業ランドセルクラブの保育料等の免除、返還等に関する規則の制定について
- 第16号 大野城市留守家庭児童保育所入所可否基準取扱要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 第17号 大野城市立中学校制服検討委員会設置要綱の制定について
- 第18号 令和4年度大野城市教育振興基本計画について

(3) 教育長報告

(4) 報告 なし

(5) その他

- ①大野城市市制50周年記念事業計画について（自治戦略課）
- ②教育長の業務報告（1月～2月分）
- ③教育委員会の主な行事・業務の予定（3月分）

- | | | | | | |
|---|---------|-------------|--------|-------|-------|
| 4 | 出席した委員等 | 伊藤 啓二（教育長） | 高木 和敏 | 梶原 千春 | 松本 民仁 |
| | | | 高野 英機 | 山口 典子 | |
| 5 | 欠席した委員 | なし | | | |
| 6 | 出席した職員 | 教 育 部 長 | 日野 和弘 | | |
| | | 教 育 政 策 課 長 | 橋元 啓樹 | | |
| | | 教 育 振 興 課 長 | 千葉 太 | | |
| | | 教 育 指 導 室 長 | 清尾 昌利 | | |
| | | ス ポ ー ツ 課 長 | 神崎 康則 | | |
| | | ふるさと文化財課長 | 石木 秀啓 | | |
| | | 教育政策課係長 | 葉山 賀瑞江 | | |
| | | 教育指導室係長 | 西岡 昭彦 | | |
| | | 教育振興課担当 | 岩本 貴志 | | |
| | | 教育政策課担当 | 大楠 和美 | | |
| 7 | 会議の書記 | 教育政策課担当 | 大楠 和美 | | |

午前10時00分 開会

○伊藤教育長

では、皆さん、おはようございます。それでは、ただいまから令和4年3月定例教育委員会を開会いたします。

本日は、傍聴の申し出はあっておりません。

[会議録承認]

○伊藤教育長

それでは、議事録の承認に入ります。前回の2月定例会にて山口委員にお願いしておりましたので、署名をお願いいたします。

○山口委員

はい。

○伊藤教育長

それでは、今回の議事録の署名については松本委員にお願いいたします。

○松本委員

はい、分かりました。

○伊藤教育長

次回の委員会にて御署名をお願いいたします。

議事に入りますが、議事に入る前に説明があるということですので、教育政策課、橋元課長、お願いいたします。

○橋元教育政策課長

それでは、議事に入ります前に、今回の議案について修正をさせていただきたい点がありますので、説明いたします。

本日、大野城市教育委員会という表紙の裏面に、次第として、議案を載せている資料をお配りさせていただいておりますので、そちらを御覧ください。

今回、修正をさせていただきたいと考えておりますのが、第14号以降の議案についてでございます。

初めに、14号、15号、16号につきましては、議案の名称を変更させていただきたいということで考えております。

次に、変更前は第17号といたしておりました、大野城市寺子屋事業連携共有事業ランドセルクラブ試行要綱を廃止する要綱の制定につきましては、こちらはもともと市の例規であり、廃止は市長部局で処理すべきものでしたので、申し訳ありませんが、教育委員会からの議案としては取下げさせていただきます。

続きまして、第18号、19号議案につきましては、従前の第17号議案がなくなりましたので、それぞれ繰上げをさせていただいて、17号、18号という議案にさせていただきたいと思っております。申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

○伊藤教育長

それでは、今、修正の報告がありました、よろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

○伊藤教育長

では、それで進めさせていただきます。

[議 事]

○伊藤教育長

それでは、議事に入ります。

[第5号議案 小学校・中学校管理職員等の人事について]

[第6号議案 教育委員会事務局職員の人事について]

○伊藤教育長

まず、第5号議案及び第6号議案は人事案件ですので、これを非公開としたいと思っておりますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○伊藤教育長

それでは、第5号議案及び第6号議案の審議につきましては、非公開とします。
議事録作成用の録音を停止し、事務局職員は退席をお願いいたします。

〔録音停止〕

○伊藤教育長

人事案件を提案し、承認していただきました。続けます。

〔第7号議案 機構改革に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について〕

〔第8号議案 大野城市文化財保護条例施行規則及び大野城市文化財保護審議会設置
条例施行規則を廃止する規則の制定について〕

〔第9号議案 大野城市教育委員会規則で定める申請書等の押印等の特例に関する規
則の一部を改正する規則の制定について〕

〔第10号議案 大野城市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定につい
て〕

〔第11号議案 機構改革に伴う関係要綱の整理に関する要綱の制定について〕

〔第12号議案 大野城市教育委員会が実施する埋蔵文化財発掘調査費用の負担等に関
する要綱を廃止する要綱の制定について〕

〔第13号議案 大野城市教育委員会要綱で定める申請書等の押印等の特例に関する要
綱の一部を改正する要綱の制定について〕

○伊藤教育長

さて、第7号議案から第13号議案までは、令和4年度からの機構改革に関わる議案
になりますので、一括して審議をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○伊藤教育長

それでは、各議案について、橋元教育政策課長、説明をお願いいたします。

○橋元教育政策課長

それでは、第7号議案から第13号議案について説明させていただきます。

第7号議案から第13号議案は、機構改革に関連する例規の一部改正及び廃止についてのものです。

順に説明させていただきます。

1 ページをお願いします。

第7号議案、機構改革に伴う関係規則の整理に関する規則の制定についてです。

次の2ページに概要を書かせていただいておりますので、そちらを御覧ください。

機構改革に伴い、令和4年度から設置及び変更される課の名称、担当、役職名を整理し、加えて教育委員会事務局の事務分掌を見直しております。

主なものといたしましては、教育指導室が令和4年度から教育支援課に変わること、また、それに伴い教育支援課長の職を設置したこと、また、同じ課長級として、主幹指導主事の役職も設置し、現教育指導室長が就任することとなっております。

また、令和4年度から市長部局へ移管する文化財行政に係る部分を削除しております。

対象の規則は、大野城市教育委員会事務局の組織及び職の設置に関する規則、大野城市生徒指導委員会規則、大野城市教育委員会公印管守規則、大野城市教育委員会の事務委任及び臨時代理に関する規則、大野城市教育財産管理規則、大野城市教育支援委員会規則でございます。

続いて、12ページをお願いいたします。

第8号議案、大野城市文化財保護条例施行規則及び大野城市文化財保護審議会設置条例施行規則を廃止する規則の制定についてです。

この議案は、令和4年度から市長部局へ移管する文化財行政について、教育委員会の二つの規則を廃止するものです。

なお、この二つについては、市長部局で新たに制定されることとなっております。

続きまして、15ページをお願いいたします。

15ページ、第9号議案、大野城市教育委員会規則で定める申請書等の押印等の特例に関する規則については、先ほど第8号議案で御説明いたしました大野城市文化財保護条例施行規則を廃止することに伴い、それに該当する部分を削除する必要が生じたため、一部を改正するものです。

続きまして、20ページをお願いいたします。

20ページの第10号議案につきましては、大野城市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程についてです。

機構改革に伴い、教育委員会事務局内の課の名称及び役職名を整理するものです。

続きまして、第11号議案から第13号議案は、関連の要綱についての改正及び廃止です。

24ページをお願いします。

第11号議案については、機構改革に伴い、関係する要綱の課及び役職の名称を整理するものでございます。

対象となる要綱は、大野城市道徳教育推進協議会設置要綱、大野城市適応指導教室設置要綱、大野城市子ども読書活動推進連絡会設置要綱、大野城市教育サポートセンター設置要綱、大野城市立学校教職員に係る不祥事防止対策検討委員会の設置に関する要綱、大野城市ことばの教室設置要綱、大野城市立学校教職員の事故に係る検討委員会設置要綱です。

30ページをお願いします。

30ページの第12号議案については、先ほどの規則と同様、令和4年から市長部局へ移管する文化財行政について、大野城市教育委員会が実施する埋蔵文化財調査費用の負担に関する要綱を廃止するものです。こちらにつきましても、市長部局において新たに要綱を制定する予定となっております。

32ページをお願いします。

第13号議案、大野城市教育委員会要綱で定める申請書等の押印等の特例に関する要綱の一部を改正するものです。

先ほどの第12号議案で説明いたしました、大野城市教育委員会が実施する埋蔵文化財調査費用の負担に関する要綱を廃止することに伴い、それに該当する部分を削除する必要が生じたため、一部を改正するものです。

説明は以上です。

○伊藤教育長

それでは、ただいまの第7号議案から第13号議案について、説明がありましたが、説明について質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

[「なし」の声あり]

○伊藤教育長

それでは、これより採決に入ります。

第7号議案から第13号議案について、承認することに異議はありませんでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○伊藤教育長

異議なしですので、第7号議案から第13号議案について承認すべきものと決めます。

[第14号議案 大野城市留守家庭児童保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の全部を改正する規則の制定について]

[第15号議案 Onojo放課後こども事業ランドセルクラブの保育料等の免除、返還等に関する規則の制定について]

[第16号議案 大野城市留守家庭児童保育所入所可否決定基準取扱要綱の一部を改正する要綱の制定について]

○伊藤教育長

続いて、第14号議案から第16号議案については、令和4年度から始まる留守家庭児童保育所とランドセルクラブの一体運営に係る例規についてのもので、こちらも関連がありますので一括して審議をお願いしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○伊藤教育長

それでは、今日配付されました別紙になります第14号議案から第16号議案について、千葉教育振興課長、説明をお願いします。

○千葉教育振興課長

それでは、教育振興課から説明をさせていただきます。議案が差し替え、並びに当日配付となっております。誠に申し訳ございません。

第14号議案から第16号議案までは関連議案でありますので、一括して説明させていただきます。

2月の総合教育会議においても御説明をさせていただきましたが、令和4年度から学童保育とランドセルクラブの一体運営を実施いたします。今回、事業実施に向けた関係例規の改正について、説明をさせていただきます。

内訳は、規則の全部改正1件、規則の新規制定1件、要綱の一部改正1件の合計3件となります。

それでは、本日配付いたしました当日配付の議案の1ページを御覧ください。

まず、第14号議案の大野城市留守家庭児童保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の全部を改正する規則の制定についてになります。

第14号議案は、規則の全部改正になります。現行規則につきましては、従来の留守家庭児童保育所に関する規則となっておりました。一体運営の実施に伴い、規則名称をOnojofutakoukodomoshisayorandoserukurabu jishisakuとします。

また、規則の構成として章立てを行い、第1章を総則、第2章を従来の学童登録であるG登録に関すること、第3章を従来のランドセルクラブ登録であるR登録に関すること、第4章を手続に関すること、最後に第5章を雑則として規定し、規則の全部を改正するものです。

次に、15ページを御覧ください。

第15号議案のOnojofutakoukodomoshisayorandoserukurabuの保育料等の免除、返還等に関する規則の制定についてです。

第15号議案につきましては、現行の規則は市長部局の規則として制定しておりましたが、今回の一体運営の実施に伴い、規則の題名の変更や申請書などの各種様式の名称等の変更を行い、教育委員会の規則として新たに制定するものです。

最後に、21ページを御覧ください。

第16号議案の大野城市留守家庭児童保育所入所可否決定基準取扱要綱の一部を改正する要綱の制定についてです。

第16号議案は、事業の実施にあたり、要綱の題名の変更と関連規則の改正に伴う文言の整理等を行うものです。

以上で、14号議案から16号議案までの説明を終わります。

○伊藤教育長

それでは、当日配付の資料でしたので、少し目を通す時間を取って進めたいと思います。若干時間を取りますので、内容等見ていただければと思います。

[資料確認]

○伊藤教育長

それでは、何か説明が必要なところ等がありましたら、出していただきたいと思いますが、何かありますでしょうか。

高野委員、お願いします。

○高野委員

最後の、23ページ。23ページの入所可否決定基準取扱要綱の一部を改正する要綱の、入所要件、利用要件とありますね、G登録を利用すると。これが、可否決定の時間が短くなっていますよね。こうすると、今までは4時までは児童の保育が出来ない、子どもを見れない人が、4時では入所できたのが、4時ぐらいだったらもう帰ってきているよという人は、もう入れなくなるということですかね。

○伊藤教育長

では、事務局、お願いします。

○岩本教育振興課主任主事

御質問いただきましてありがとうございます。教育振興課の岩本と申します。

説明させていただきます。今回の要綱の改正によって、改正前は保護者の方の就労要件が、基本的には4時までお仕事をしていないと入れないことになっていたのですが、今回は3時まで緩和をしております。

○高野委員

逆ということですか。

○岩本教育振興課主任主事

はい、低学年等がですね。

○高野委員

そういう意味ですね、分かりました。

○岩本教育振興課主任主事

ありがとうございます。

○伊藤教育長

G登録について、時間が1時間緩和をされたということです。よろしいですか。

○高野委員

すいません、勘違いしてました。

○伊藤教育長

そのほか、何かありますでしょうか。

では、山口委員お願いいたします。

○山口委員

ページで言うと7ページになるんですけども、第3章のR登録の10条のところに、「定員は、教育委員会が別に定める」という記載があるんですけども、令和4年度の定員は決まっているのでしょうか。

○伊藤教育長

千葉教育振興課長、お願いします。

○千葉教育振興課長

令和4年度の募集につきましては、4月に入って、学校を通じて募集をいたします。R登録の定員につきましては、学校とも使用教室を協議いたしまして、調整の上、今後決めていきたいと考えております。以上です。

○伊藤教育長

何か、御意見がありましたらどうぞ。

○山口委員

これからですね。はい、ありがとうございます。

○伊藤教育長

よろしいでしょうか。

そのほか、何かありますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○伊藤教育長

では、第14号議案から第16号議案について採決をいたします。

第14号議案から第16号議案について、承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○伊藤教育長

異議なしですので、第14号議案から第16号議案について承認すべきものと決めます。

〔第17号議案 大野城市立中学校制服検討委員会設置要綱の制定について〕

○伊藤教育長

それでは、続けて、第17号議案ですね。第17号議案、大野城市立中学校制服検討委員会設置要綱の制定について、清尾教育指導室長、説明をお願いします。

○清尾教育指導室長

それでは、第17号議案、大野城市立中学校制服検討委員会設置要綱の制定について説明いたします。

資料36ページを御覧ください。

設置要綱の制定について、要綱案を別紙のとおり提出しております。

理由としましては、大野城市立中学校の制服のあり方について、必要な事項の検討を行うため、大野城市立中学校制服検討委員会の設置に関し必要な事項を定めるものです。

設置要綱の制定のポイントについて御説明いたします。

右側、37ページを御覧ください。

制定の趣旨としましては、経済性、機能性、多様性の観点から本市の中学校制服の

あり方について検討することを目的とし、設置要綱を制定するものです。

委員会につきましては、委員7人以内をもって組織するものとし、(1)から(5)の中から、教育長が委嘱するものでございます。

施行期日については、御覧のとおりとなっております。

年間5回程度の委員会を開催し、制服のあり方について検討を進めてまいる予定で
ございます。

以上です。

○伊藤教育長

それでは、ただいまの説明について、御質問はございませんでしょうか。

山口委員、お願いします。

○山口委員

制服の検討委員会ということは、制服を変えるということが目的で設置された委員会なのでしょうか。

○伊藤教育長

清尾室長。

○清尾教育指導室長

制服を変更することも見通して行うものでございます。その際に、もしも変更が必要となった場合には、じゃあどういふ変更をしたほうがいいのか、男女どちらでも着れるようなものにしたほうがいいのか、デザイン等、そういうことについても検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○山口委員

委員会が令和5年の3月31日に失効すると書いてあるので、一応この時点で何かしら結論を出されるということによろしいでしょうか。

○伊藤教育長

清尾教育指導室長。

○清尾教育指導室長

はい、山口委員がおっしゃるとおり、1年間かけて議論していきます。また、委員ではありませんけれども、児童・生徒、それから保護者等にもたくさん御意見をいただきながら、その意見を基に委員会の中で検討して、決定していきたいと考えております。

以上です。

○山口委員

ありがとうございます。

○伊藤教育長

そのほか、ありますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○伊藤教育長

それでは、これより採決に入ります。

第17号議案について、承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○伊藤教育長

異議なしですので、第17号議案について承認すべきものと決めます。

〔第18号議案 令和4年度大野城市教育振興基本計画について〕

○伊藤教育長

続いて、40ページですね。第18号議案になります。令和4年度大野城市教育振興基本計画について、橋元教育政策課長、説明をお願いいたします。

○橋元教育政策課長

それでは、第18号議案、令和4年度大野城市教育振興基本計画について、御説明をさせていただきます。

40ページをお願いいたします。

議案の理由といたしましては、40ページの下段に書かせていただいておりますように、大野城市教育施策大綱（令和元年度から令和5年度）に掲げられる今後の教育施策の基本目標を具現化するため、令和4年度における取組や重点目標を定めることとしております。

概要につきましては、41ページの内容を使いまして御説明をさせていただきます。

まず、1番の、目的でございます。

大野城市教育振興基本計画は、総合教育会議を経て策定する大野城市教育施策大綱に即して、各年度実施すべき事項を教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市における教育の振興に関する基本的な計画として定めたものでございます。

なお、教育施策大綱につきましては、下にも書いておりますように、教育委員会、市長部局の所管に関わりなく、広く教育と関わるものを掲げております。そして、基本目標を具現化するため、教育委員会の取組に特化し、毎年度の具体的な取組内容や重点目標を掲げたものが教育振興基本計画となっております。

また機構改革に伴う例規の改正及び廃止等の議案について説明したとおり、令和4年度以降は、ふるさと文化財課の所管しておりました文化財行政が市長部局に移管することになっておりますが、40ページの理由のところにも書いておりますように、現在の大野城市教育施策大綱が、令和元年度から令和5年度までのものであることを考慮いたしまして、令和4年度、5年度につきましても、文化財行政の内容につきましては、引き続き、毎年度策定いたします教育振興基本計画の中には位置づけてまいりたいと考えております。

続きまして、2番の策定スケジュールについて御説明をします。

今回の振興計画の策定につきましては、令和3年の11月から以降、取り組んでまいりました。

なお、令和4年度の3月、6月に書かせていただいておりますように、本日の教育委員会にて御承認をいただければ、ホームページに掲載して、速やかに市民の皆様に公表したいと考えております。

なお、6月には、6月定例会市議会の福祉教育委員会の中で、内容について御報告を

する運びと考えております。

続きまして、3番の今年度の策定についてです。

今回、特に御説明をしたい事項としては、上から4番目の丸点でございます。令和4年度につきましても、まだまだ新型コロナウイルスの感染拡大の傾向が見られる状況でございます。それを鑑みまして、新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、教育振興基本計画の取組内容に影響が出るおそれがあると考えておりますことから、影響が出た場合の対応（取組）を記載した内容を別紙資料にまとめております。新型コロナウイルスが感染拡大の状況であっても、それぞれの目標を達成することで、事業の進捗を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○伊藤教育長

本日、別紙でも配付していただいておりますけれども、1月、2月の教育委員会協議会でもご意見をいただいた内容でございます。そのときに見ていただいたことも踏まえて、何か、ただいまの説明に御質問がありますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○伊藤教育長

それでは、これより採決に入ります。

第18号議案について、承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○伊藤教育長

異議なしですので、第18号議案について承認すべきものと決めます。

それでは、議事については、以上でございます。

〔教育長報告〕

○伊藤教育長

次第の4番、教育長報告。本日、教育長の報告は特にはございません。

〔報 告〕

○伊藤教育長

続いて、次第の5、報告に移ります。

今日は、報告すべき事項は上がっておりませんが、よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

〔その他〕

○伊藤教育長

(1) 教育長の業務報告（3月分）

(2) 教育委員会の主な行事・業務の予定（4月分）

それではこれで、3月の定例教育委員会を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

午後11時00分 閉会